

**事故受付**  **0120-444-248** 受付時間  
24時間365日

なお、弊社が事故に対する初期対応など、受付以外の業務を行うのは下記営業時間内に限らせていただきます。  
土日・祝日・年末年始を除く 9:00～18:00

**解約  
変更訂正  
問合せ**  **0120-444-605**  
土日・祝日・年末年始を除く 9:00～18:00

## マイページをご活用ください

マイページでは契約内容確認、**更新手続き**、一部内容の**変更**（訂正）、**解約**の申込みが可能です。

【アクセス方法】いずれかの方法にてアクセスしてください

### ●QRコードの読み込み

※下記QRコードをスマートフォン  
などで読み込んでください。



### ●スタートズ少額短期保険のホームページから

<https://www.suma-pula-ssi.co.jp/>より  
「ご契約者さまマイページ」をクリック



※ID・パスワードは保険証券または「マイページ開設のお知らせ」メールにてお知らせしております。  
ご不明な場合は0120-444-605までお問合せください。

取扱代理店は保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しております。

お問合せ先 (取扱代理店)

引受少額短期保険業者

**スタートズ少額短期保険株式会社**

関東財務局長 (少額短期保険)第69号  
〒134-0088 東京都江戸川区西葛西3-22-21  
KYUビル4階

<https://www.suma-pula-ssi.co.jp>

## 契約のしおり

充実した補償で住まいに安心をプラス

賃貸入居者総合保険

# 住まいぷらす

もしもに備えて  
家財の補償も  
賠償費用も

賃貸住宅に  
必要な補償を  
ひとつにパッケージした  
賃貸住宅専用保険

webでお申込みいただくと保険料が500円割引!!  
パソコン・スマートフォンから簡単にお申込み

## CONTENTS

リーフレット .....	P2~4
重要事項説明書 (契約概要) .....	P5~8
重要事項説明書 (注意喚起情報) .....	P9~13
賃貸入居者総合保険 普通保険約款・特約集 .....	P14~35



# 充実した補償で賃貸の住まいに安心をプラス!

「住まいぷらす」は、日常生活に起こる「まさか」の事故を充実した補償でサポート。  
※地震火災費用保険金を除き、地震に関する補償は付帯されていません。



賃貸の住まいに安心をプラスする賃貸住宅専用保険です。

## 家財の補償（事故や自然災害による家財の損害に対して補償）

<p>①火災</p>	<p>②落雷</p>	<p>③破裂・爆発</p>
<p>④風災・雹災・雪災</p>	<p>⑤水災</p>	<p>⑥物体の落下・飛来・衝突</p>
<p>⑦水濡れ</p>	<p>⑧騒擾</p>	<p>⑨盗難</p> <p>通貨の盗難：20万円限度 乗車券の盗難：5万円限度 預貯金証書の盗難：100万円限度</p>
<p>⑩破損・汚損</p> <p>※自己負担額3万円</p>	<p>持ち出し家財保険金</p> <p>借戸室から一時的に持ち出した家財に国内の他の建物内で①～⑩の事故で損害が生じた場合</p> <p>※1事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い方が限度 ⑨については50万円限度</p>	

## 大家さんへの賠償費用の補償（借家人賠償責任保険）

火災・爆発・水漏れなどで借戸室に損害を与えてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。

例えば... 不注意で火災を起こしてしまい、借戸室を焼失してしまった。排水口を詰まらせ水が漏れてしまい床を水浸しにしてしまった。



## 第三者への賠償費用の補償（個人賠償責任保険）

日常生活において、被保険者が他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊してしまい、法律上の損害賠償責任が生じた場合に保険金をお支払いします。

例えば... ベランダから植木鉢を落としてしまい、他人の車を破損してしまった。自転車の運転中に他人にぶつかってケガをさせた。



## 修理費用等の補償（事故に伴うさまざまな費用）

### ●修理費用

左記①～⑩の事故により借戸室に損害が発生し、賃貸借契約により修理費用が自己負担となる場合に保険金をお支払いします。

※1事故につき100万円限度



### ●孤独死などによる修理費用

被保険者の借戸室内の死亡により、借戸室に損害が生じた際の、清掃・消臭・修理費用を被保険者の法定相続人（または連帯保証人）が負担した場合、保険金をお支払いします。

※右記「遺品整理費用」と合計で50万円限度

※孤独死とは、借戸室内で誰にも看取られずに亡くなった場合を指します。

### ●孤独死などによる遺品整理費用

被保険者が借戸室内で死亡し、借戸室を大家さんに明け渡す際に必要な遺品整理にかかった費用を被保険者の法定相続人（または連帯保証人）が負担した場合、保険金をお支払いします。

※左記「修理費用」と合計で50万円限度

## このような費用もサポート（事故に伴うさまざまな費用）

<p>●罹災時諸費用</p> <p>①～⑩の事故で臨時に生じる費用（通貨・乗車券・預貯金証明の盗難は除く） ※損害保険金の10% 50万円限度</p>	<p>●残存物取片付費用</p> <p>損害を受けた家財の搬出、清掃などの費用 ※実費、ただし損害保険金の10%限度</p>	<p>●地震火災費用</p> <p>地震などにより借戸室の属する建物が所定の損害を受けた場合 ※家財保険金額の5%をお支払い</p>
<p>●失火見舞費用</p> <p>火災などで他人の所有物に損害が生じた場合のお見舞金などの費用 ※1世帯あたり20万円、家財保険金額の20%限度</p>	<p>●臨時宿泊費用</p> <p>事故によるライフライン停止などで一時的に居住できなくなった際の宿泊費用 ※実費1泊3万円限度で14泊、合計20万円限度</p>	<p>●被災転居費用</p> <p>建物に半壊以上の損害が生じ、居住できなくなった際の転居費用 ※1事故につき30万円または借戸室賃借料3ヶ月分の低い方</p>
<p>●ピッキング防止費用</p> <p>ピッキング被害に遭い、ドアロックを交換したり、ピッキング防止装置を設置した費用 ※1事故につき3万円限度</p>	<p>●ドアロック交換費用</p> <p>鍵の盗難に遭い、ドアロックを交換した費用 ※1事故につき3万円限度</p>	<p>●ストーカー対応費用</p> <p>ストーカー被害の申出を警察に受理され、防犯カメラなどにかかった費用 ※保険期間1年に1回 1事故につき5万円限度</p>

## 家財簡易評価表（家財保険金額の決め方・契約タイプの選択）

ご契約に当たっては、家財の再調達価額の目安に基づいて、契約タイプをご選択いただきます。

契約タイプ	シングル	シングル・カップル	カップル・ファミリー	ファミリー
参考間取	1R・1K・1DK	1DK・1LDK・2K・2DK・2LDK	2DK・2LDK以上	
目安世帯人数	大人1名	大人2名	大人2名・小人1名	大人2名・小人2名
家財再調達価額	300万円～500万円	400万円～600万円	500万円～750万円	550万円～900万円

このリーフレットは、補償内容のポイントをまとめたものです。詳細は、契約概要・約款などをご参照ください。